

表1：補助対象事業

策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓や、経営品質の向上、新商品の開発等の新たな事業活動のための取組であること。

または、「店前景観整備推進事業」、「売上アップ店内改修モデル事業」を実践するための取組であること。

○本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、中小企業者及び小規模企業者の地道な販路開拓や、経営品質の向上、新商品の開発等の新たな事業活動の取り組みを支援するものです。

○開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。

○本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）とします。

＜補助対象となり得る販路開拓・経営品質の向上・新商品の開発等の取組事例＞

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・新商品の開発
- ・商品パッケージ（包装）のデザイン改良（製作する場合、事業期間中にサンプルとして使用した量に限ります。）
- ・新商品の開発にあたって必要な図書の購入
- ・新たな販促用チラシのポスティング
- ・国内外での商品PRイベントの実施
- ・ブランディング専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

※不動産の購入に該当するものは不可。

〈「店前景観整備推進事業」「売上アップ店内改修モデル事業」を実践するための取組事例〉

- ・「店前景観整備推進事業」の採択を受け作成されたモデルデザインを使用した店舗の店前改修、設備設置等（デザインに記載のあるものに限る）。
- ・「売上アップ店内改修モデル事業」の採択を受け作成されたモデルデザインを使用した店舗の店内改修や設備設置等（デザインに記載のあるものに限る）。